

須賀川市 部活動の運営方針

平成30年9月25日

須賀川市教育委員会

目 次

1 部活動の役割と推進重点事項	1
(1) 部活動の意義	
(2) 部活動の位置付け	
(3) 部活動の現状と課題	
(4) 須賀川市の推進重点事項	
2 部活動の適正な運営	3
(1) 学校の体制整備	
(2) 顧問の役割	
(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	
(4) 部活動を支える組織	
(5) 適切な休養日・練習時間の設定	
(6) 競技団体が主催する大会等への参加	
3 健康・安全管理と事故防止	13
4 地域やスポーツ団体等との連携・協力	15
(1) 部活動指導員	
(2) 外部指導者	
(3) スポーツ関係団体や諸団体との連携	
(4) 合同運動部活動（複数校合同チーム）	
5 部活動における不祥事の防止	18
(1) 体罰の防止	
(2) ハラスメントの防止	
6 参考資料	21
○ 望ましい指導者の姿	
○ 部活動チェックシート	
○ 部活動（特設クラブ）に係る活動方針、年間活動計画書 (様式と記載例)	
○ 毎月の活動計画書（様式）	
○ 毎月の実績報告書（様式）	

1 部活動の役割と推進重点事項

(1) 部活動の意義

学校の部活動は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや文化の振興を支えてきました。共通の種目や分野に興味・関心をもつ児童生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦するなかで、様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。また、体力や技能の向上を図る以外に、異年齢との交流の中で、児童生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大変大きいものです。さらに、教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしています。

また、教職員にとっても、児童生徒と活発なコミュニケーションを図り、学習では見られない児童生徒の長所や短所を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、生徒理解を深めるうえで重要な役割を担っています。

部活動を通して、児童生徒が生涯にわたってスポーツや文化的活動に親しむ資質や能力を育てるためには、日頃の指導において、大会やコンクール等の結果のみを目的とするのではなく、それに向けた子ども一人一人の取組状況や体力・技能等の向上について、適切な指導や支援策を講じることが必要です。それにより、子ども自身が充実感や達成感を味わい、その活動に自分なりの意義を見出すことができるようになるものです。

(2) 部活動の位置付け

学校の教育活動は、学習指導要領に示された「教育課程」と呼ばれる内容と、学校が計画する「教育課程外」の内容で構成されています。

部活動の位置付けは学校が計画し実施する教育活動で、教育課程外とされていますが、「生きる力」を育む観点から、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう、平成29年3月告示の『中学校学習指導要領』の総則に示されています。

(3) 部活動の現状と課題

① 部活動の現状と課題

全国的に部活動自体が過熱化し、児童生徒だけでなく、部活動を支える顧問教員や保護者の身体的・精神的疲弊がみられる傾向があり、社会問題化しています。主な問題点として、

- 本来の教育的な意義から逸脱した勝利至上主義
- 生徒が心身の健康を害するほどの長時間練習
- 授業準備の時間や生徒と向き合う時間が十分に確保できないなど、顧問教員の過度な負担

などがあげられます。

② 児童生徒の現状と課題

適切な休養を伴わない活動は、児童生徒の心身に様々な無理や弊害をもたらします。そのため、児童生徒のバランスのとれた健全な成長に配慮した部活動の運営が求められています。特に、様々なスポーツ外傷・障害、時にはバーンアウトの問題などが大きな社会問題となっているため、スポーツ外傷・障害が発生しやすい環境、状況（適切な活動時間や休養日）を設定することが、児童生徒の健全な成長につながると考えられています。また、そうすることは児童生徒にとって最も大切な学習の時間や、家庭や地域で生活する時間を確保することにもつながります。

③ 須賀川市の部活動の現状

本市では、勤務時間管理の面で教員の正規の勤務時間以外の長時間勤務がなかなか改善されていないことに加え、以前公表された「教員勤務実態調査（平成28年度）」（文部科学省）や「教職員の勤務実態調査」（福島県教育委員会）から、部活動指導が教員の多忙化の要因の一つになっていることが大きな課題です。

本市教員の実態（平成30年6月実施 部活動に関するアンケート結果より）

- 部活動の指導に、今まで負担感や多忙感を感じたことがあるかという質問に、「とてもある」「ある」と回答した教員が、自身の競技等経験に限らず約8割いる。
- 放課後の部活動指導のため、本来の職務である教材研究や、生徒指導、校務の処理が十分にできず、支障があると答えている教員が半数以上いる。
- 部活動顧問のうち、半数以上が担当している部活動の経験がない教員である。
- 活動時間や休養日の設定については、ほとんどの教員が必要であると答えている。
- 常設部の朝の練習については、約8割の教員が必要ないと答えている。
- 土・日に開催される大会やコンクール等への引率、大会運営業務は主に教員が行っており、休日とはならない状況がある。
- 中学校では、常勤の教員は全員が顧問として割り当てられている。

(4) 須賀川市の推進重点事項

本市の部活動推進重点事項として、次の3点を掲げます。

- 1 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進**
- 2 児童生徒と向き合う時間の確保**
- 3 不適切な指導の絶無**

部活動の運営に当たって、いかに合理的でかつ効率的・効果的な活動ができるかという視点で取り組むことが重要です。具体的には、活動の休養日や練習時間が適切に設定されることが必要となります。これにより、今まで以上に学級や学年の児童生徒と向き合う時間が確保されます。もちろん、部活動（特設クラブ）を通しての児童生徒との触れ合いは大切です。全職員で多方面から生徒理解ができるよう、教職員の意識改革や情報の共有に努める必要があります。また、休養日や練習時間を設定することは、児童生徒の学習時間を確保することにもつながります。本市は学習と両立する部活動になることを目指します。さらに、部活動での体罰やハラスメントなどの不適切な指導の根絶を図ります。

各学校においては、部活動の意義や目的を改めて確認し、上記3つの重点事項について十分に議論と検討を行い、「部活動（特設クラブ）に係る活動方針」を策定します。

2 部活動の適正な運営

(1) 学校の体制整備

① 部活動に係る活動方針

校長は、「須賀川市部活動の運営方針」に則り、毎年度、「部活動（特設クラブ）に係る活動方針」を策定し、全ての教職員が年度当初の職員会議等でその方針を確認するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。「部活動（特設クラブ）に係る活動方針」の策定に当たっては、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や県の「運動部活動の在り方に関する方針」の基準を踏まえるとともに、本市の運営方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・助言を行うなど、その運用を徹底する。

② 年間活動計画、月間活動計画及び活動実績

各部活動（特設クラブ）顧問は、年間の活動計画書（活動日、休養日及び参加予定大会日程など）並びに毎月の活動計画書及び活動実績報告書（活動日時・場所、休養日及び大会参加日など）を作成し、校長に提出する。併せて、各部の年間の活

動計画を各部の保護者会等で配付・説明し、部活動の適切な実施について理解と協力を得られるようにする。校長は、毎月の活動計画書及び活動実績報告書の確認などにより、各部の活動内容を把握し、児童生徒が適切にスポーツや文化的な活動を行い、児童生徒や教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・助言を行う。

なお、学校あるいは部活動（特設クラブ）単位で、部活動休養日を示したカレンダー等を作成し家庭に配付するなどして、児童生徒が見通しをもって計画的に活動したり、学習したりできるようにする。

③ 部活動の設置や大会への参加等

校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

校長は、部活動（特設クラブ）顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案したうえで行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

校長は、大会に参加する意義や効果、児童生徒や教師の負担が過度とならないことを考慮して、恒常的にハイシーズンとならないように、参加する大会等を精査する。

市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

④ 複数顧問制

複数顧問制は、顧問教員それぞれの負担を軽減するだけでなく、生徒指導の点から有効である。また、児童生徒の相談や保護者への対応、事故が発生したときの救急対応など、顧問教員一人では対応が困難な状況をカバーすることも可能となる。さらに、体罰・暴力行為等を起こさない仕組みを構築することにもつながる。小規模校では難しい面もあるが、どの部活動においても複数顧問の配置に努めていくことが望ましい。

⑤ 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、児童生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒のスポーツや文化的活動に関するニーズは、競技力の向上以外にも、「友達と楽しめる」「適度な頻度で行える」など多様である中で、現行の部活動が、生徒の潜在的なニーズに必ずしも

応えられていないことを踏まえ、より多くの生徒の部活動機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動を行う新たな部を設置することができるものとする。

具体的な例としては、季節ごとに異なるスポーツや文化的活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動など、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるような活動である。

⑥ 部活動の入部や転部について

生徒の自主的・自発的な参加によって行われる部活動では、入部や活動の継続は、生徒の意思が尊重されることが大切で、「開かれた部活動」として、誰もがいつでも入部でき、場合によっては退部や転部ができる状況を保障することが重要である。特に、生徒が転部を希望した場合、顧問と担任が連携して生徒の相談に乗り、保護者を交えて解決する必要がある。

⑦ 小中連携の取組

小中連携の取組の一環として小学生と一緒に活動する際には、安全で効果的な活動とするため、年齢や技能、体格差などに配慮し、以下の点に留意して行う。

- ・ 教育活動の連続性を高める取組としてのねらいを明確にすること。
- ・ 中学生と一律に同じ練習を行うのではなく、体格や体力の差など、発達段階に配慮した内容で練習を行うこと。
- ・ 双方の顧問の立ち合いが必要であること（施設一体型、施設隣接型の小中一貫教育校などで、指導にあたる教職員が兼務となっている場合を除く）。
- ・ 学校が計画した教育活動の一環として実施すること（校長の許可なく顧問が個人的な繋がりで行うものや、教職員の引率がない自由参加の体験会として活動するものなどは、部活動として認められない）。



(2) 顧問の役割

① 児童生徒に関すること

- ・ 計画的に児童生徒の自己実現が図られる部活動の運営を工夫する。
(実技・技術指導、生徒理解・生活指導)
- ・ 児童生徒とともに、活動計画を作成する。
- ・ 在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。
- ・ 担任をはじめとする他の教員との連携を図り、生徒の学校生活を支援する。
- ・ 部活動ミーティングの開催などの運営を補助する。

② 外部との調整などに関わること

- ・ 中体連や協会主催の大会、コンクール、コンテストへの引率を行う。
- ・ 保護者との連携、調整を行う。(活動の理解や具体的対応等)
- ・ 近隣の学校や中体連、大会主催団体や地域団体(競技団体)等との連絡、調整を行う。

③ その他

- ・ 施設、用具の管理と指導を行う。
- ・ 部活動予算の確保と管理を行う。
- ・ 保健室や病院との連携を行う。
- ・ 部活動顧問会議に出席する。
- ・ 部員名簿の作成と管理を行う。
- ・ 活動計画書と活動実績報告書を作成する。



(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

① 適切な指導の実施

教科指導において、授業の質を高めるため、常に最新の知見や指導法を習得することが求められるように、部活動指導においても、指導者自身の経験による指導だけではなく、科学的な理論や根拠が得られている練習法や新たに開発された技術などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす必要がある。

例えば、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解する。各部活動や競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入などにより、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが望ましい。そのために、適切な休養日と練習時間の設定が必要となる。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を持ち指導を行う。

運動部顧問は、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進に基づく指

導を行う。

なお、文化部についても、これらの考えに準じて取り組むこととする。

中学生期のトレーニングや練習

- ・ 中学生期は心身の発達途上にあることや、発達には個人差があることを理解すること。
- ・ 生徒の体力や技術の程度にそぐわないような課題を与えたり、結果を求めたりすると、やる気を失ったり、重大なけがにつながったりすることを理解すること。
- ・ 成長期の女子が過剰なトレーニングを行うと、無月経を引き起こし、女性ホルモンの分泌が低下して骨の形成が妨げられるなど、深刻な影響を与えることを理解すること。

専門的知識及びコーチング技術

- ・ 質問や提案によって生徒の発言を促し、生徒が自主的に考え、行動するように導く手法（コーチング）を積極的に取り入れること。
- ・ 生徒の話を積極的に傾聴し、取組の成果はもちろん、過程についても十分に誉めることで、生徒の能動性や潜在能力を引き出すような指導を行うこと。
- ・ 指導方法だけでなく、部活動の運営（マネジメント）についての専門的な知識や技術の習得にも努めること。

医・科学に関する知識

- ・ 効率的にトレーニング効果を得るためには、疲労を回復する期間が必要であることから、「休養は練習の一部」という認識を持って練習計画を立てること。
- ・ 「ジャンパーズ膝」「足関節捻挫」「腰椎分離症」「野球肘」などの中学生期に起こりやすいスポーツ障害や、「バーンアウト」などについて、発症しやすい種目や症状、原因、予防策を理解しておくこと。
- ・ その他、常に新しい医・科学的な知識を得るように努めること。

② 連帯感を育てる指導

大会結果は部活動の成果として重要なものである。しかし、勝敗や上位の大会に進出することも大切だが、一部の児童生徒に目を奪われ、チーム全体の和を損なうことがないようにしなければならない。出場選手に対して、大会やコンクールに出場できなかった児童生徒の努力を十分に理解させるとともに、全員の協力によって大会等に出場できるという感謝の気持ちや謙虚な姿勢をもたせるように努めることが大切である。

③ 部活動（特設クラブ）と学習の両立

児童生徒が「部活動漬け」にならず、学習時間や、家庭や地域で様々なことを経験する時間を確保できるよう、生活時間全体を見通した計画を立案する。また、部活動（特設クラブ）を行う中で、下校指導や学習計画作成への助言など、顧問が児童生徒の生活面や学習面についても指導を行うことは効果的である。

④ その他の留意点

- ・ 部活動顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実に努め、指導方針、活動目標、練習計画や方法が理解できるように適切に伝え、生徒の自主的、自発的な参加を大切にする。
- ・ 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題を自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげるという主体的に自立して取り組む力を育成する。
- ・ 生徒同士が話し合う活動等により相互に協力して目標達成や課題解決に向かう力を育成する。
- ・ 生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気作りや心理面での指導の工夫に努める。また、指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように留意する。
- ・ 個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・ 生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、または、暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに努める。

（４）部活動を支える組織

① 部活動顧問会議の充実

生徒が活発に活動を展開するための部活動の内容と方法（予算、活動時間、活動場所、施設、顧問の配置、部活動指導員や外部指導者の活用など）を定期的に検討する組織として、その機能は大切である。このため、顧問会議において協議されたことは、職員会議などにおいて提案・報告し、全教職員の理解と協力を得るようにする。

② 部長会や部会による定期的なミーティングの開催

生徒による自主的な運営を高めていくためには、リーダーの育成が重要であるため、各部の生徒代表者からなる部長会にその役割を持たせるようにする。他の部との情報交換や問題点の話し合いを積み重ねていくことで、他の部の良さや悩みを知り、部長のリーダーシップを育てることができるとともに、自分の部の運営に幅を持たせることができる。

また、日頃の活動において部員同士や部員と顧問がお互いの意見や考えを交換できる場として部会（ミーティング）を定期的を開催することが充実した運営をしていくうえでのポイントになる。部員に交替でその日の練習内容や気づきなどを書かせ、顧問がアドバイスを書き込む部活動日誌なども効果的である。

③ 保護者による部活動の支援

生徒の生活の場は学校だけではなく、家庭や地域との連携も必要であり、保護者の理解と協力は不可欠である。保護者会による活動が過熱することなく、日頃から、顧問と保護者が話し合う場を持ち、相互の信頼関係を深めることが大切である。保護者との信頼関係を構築し、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、休養日や活動時間を含めた計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれる。



保護者と良好な関係を築くために

- a 部活動（特設クラブ）の意義や学校としての方針、顧問としての指導に関する基本方針等を明確に伝える。
- b 学校や顧問は、保護者の経済的な負担に最大限の配慮をする。
- c 練習計画、休養日、練習時間を正確に伝える。
- d 児童生徒の既往症や体調の変化、部活動に対する意欲等について、常に情報交換を行う。
- e 児童生徒にけがや問題が生じた場合は、些細なことであっても部活動（特設クラブ）顧問又は担任が直接保護者に連絡をする。
- f 保護者から部活動に関する相談や要望があれば、丁寧に聞くとともに、事実確認を行い、誠意をもって適切に対応する。

具体的な方法の例

- ・ 部活動保護者会（説明会、懇談会等）や部活動参観の開催
- ・ 部活動通信の発行 など

- g 保護者会費（保護者会による部費の取扱い）

大会参加費や交通費、用具代や楽器購入費など、部活動運営には様々な経費が発生するが、家庭の負担ができるだけ少なくなるように留意するとともに、保護者会における部費の徴収計画についてはあらかじめ保護者に説明し、理解を得るよう努める。

 - ・ 保護者会による部費の徴収が必要な場合は、事前に校長若しくは管理職に相談及び報告をする。
 - ・ 会計処理は保護者が行い、年度ごとに、必ず会計報告を行う。
- h 部や顧問への差し入れの強要、過度な待遇等、社会的に不自然な関係とならないよう留意する。
- i 部活動の状況を公開し、常に開かれた環境の中で活動することにより、保護者の理解と協力を得る。



④ 行政による支援

a 中学校体育大会出場報償費の支給

中体連大会や新人戦で指定する大会（県中・県・東北・全国）に出場した際、1人あたりの旅費（市旅費規程に基づく鉄道賃、航空賃、車賃。日当は除く）を算出し、各学校の出場人数に乗じて得た額を支給する。また、県大会以上の2日間にわたって開催される大会で、日帰りが不可能な会場地（中通り以外）で行われる大会については、大会の標準基準に基づく宿泊料を併せて支給する。ただし、須賀川市内で行われる大会は支給しない（中学校体育大会出場報償費支給基準）。

b 音楽振興事業等報償費の支給

バス借上料相当額を支給する。ただし、少人数の参加などで鉄道や路線バス等の利用がより経済的と判断される場合には、職員等の旅費に関する条例に基づく旅費を支給する（交通費）。

県大会以上の大会の場合、2日以上にわたって開催される大会で、日帰りが不可能な会場地で行われる大会については、宿泊地の地域区分に応じた定額を支給する（宿泊費）。

楽器運搬費の全額を支給する（その他の経費）。



(5) 適切な休養日・練習時間の設定

部活動における休養日及び練習時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

① 週2日以上の休養日を設定する。

- a 平日（月～金）に1日の休養日を設定する。平日の休養日は生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとするが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができる。
- b 土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- c 大会日程等から、土曜日・日曜日両方とも活動した場合は、翌週に休養日を振り替える。
- d 特設部についても同様とする。

② 練習時間は、平日は2時間を上限とし遅くとも午後6時30分に完全下校とする。学校の休業日（土曜日や日曜日を含む）に練習する場合は3時間を上限とする。練習時間制限を超える練習や外部講師の指導については、事前に校長の承認を得ること。ただし、実施については児童生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。

③ 長期休業中については、週2日以上の休養日を設定する（下記、長期休業中の設定例参照）。練習時間は、上記②に準じた扱いとする。また、年末年始休業とお盆の日直を置かないことができる日は、休養日とする。ただし、特別に活動しなければならない場合は市教育委員会と協議する。

④ 定期テスト前には、必ず部活動停止期間を設定する。

⑤ 朝の練習は、特設部の活動のみとする。

⑥ 小学校の特設クラブについても同様とする。

学期中の設定例

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
①	練習	練習	休み	練習	練習	練習試合	休み	練習	練習	休み
②	練習	練習	休み	練習	練習	練習	大会	休み	練習	休み
③	練習	練習	休み	練習	練習	休み	休み	練習	練習	休み

長期休業中の設定例

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
①	練習	練習	休み	練習	練習	練習試合	休み	練習	練習	休み
②	練習	練習	休み	練習	練習	練習	大会	休み	練習	休み
③	練習	練習	練習	練習	練習	休み	休み	練習	練習	練習

(6) 競技団体が主催する大会等への参加（遠征・合宿・練習試合を含む）

- ① 部活動（特設クラブ）顧問は、定期テストなどの学校行事の日程を考慮するとともに、競技会や強化試合等を含め児童生徒や家庭に過度な負担をかけることがないように十分配慮し、年度当初に年間計画を立てる。

児童生徒の発達段階からみて、大会やコンクール等に参加する回数についても配慮する。また、保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して計画的に参加させる。

- ② 土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合・ホール練習を含む）は、上記（5）②の練習時間の設定とは別に計画するが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
- ③ 部活動（特設クラブ）顧問は、大会実施日、開催場所、時間、引率方法等について、事前に校長の承認を得て参加する。
- ④ 大会参加は、校長の許可を得たうえで、保護者が責任を負うものになるため、交通手段等も含めて保護者に説明し、理解を得て参加する。
- ⑤ 校長が許可していないものは、「学校の管理下」にあらず、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の給付の対象にならないことに留意する。
- ⑥ 県外遠征、合宿等については保護者の負担も大きいことから、校長の指導のもと、慎重に判断する。

3 健康・安全管理と事故防止

教職員は、教育活動のあらゆる場面において、常に児童生徒の健康面への配慮や安全確保を図る義務がある。特に、身体活動が伴う部活動（特設クラブ）は、生徒の安全が確保されたうえで行われることが前提となる。

日頃から指導者と生徒の事故防止に対する意識を高め、できる限りの注意を払い、事故防止に努めることが大切である。

事故が発生した時は、顧問は各学校の危機管理対応マニュアルに従い行動する。特に、首から上の事故や困難な状況と判断した場合は、躊躇せずに救急車を要請すること。次に、関係者（管理職、保護者）への連絡を速やかに行うこと。また、所属する児童生徒の既往症（アレルギー等）等の実態についても指導者は共通理解しておくこと。

《事故防止の留意点》

○ 健康状態の把握

- ・ 児童生徒に自らの健康状態について関心や意識を持たせる。
- ・ 適度な休養や栄養の補給に留意する。
- ・ 活動に際し健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させるか休ませる。

○ 施設、設備、用具の安全点検と安全管理

- ・ 施設、設備、用具の使用前、使用後及び定期的な点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
- ・ 施設、設備、用具を正しく使い、事故が起きないようにする。

○ 個人の能力に応じた指導

- ・ 学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- ・ 運動部において、危険を伴う練習は、必ず指導者の指導のもとで実施するとともに、個人や集団の能力に応じた練習方法で行わせる。

○ 部活動（特設クラブ）や運動の特性を踏まえた合理的な指導

- ・ 準備運動及び整理運動をしっかり行い、事故を未然に防ぐ。
- ・ 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童生徒に理解させる。
- ・ 安全上特に配慮が必要な競技種目及び練習内容については、段階的な指導をより徹底するとともに、必ず指導者の指導のもとで実施する。

○ 事故への対応

年に1回程度、救命救急講習会を実施し、心肺蘇生法やAEDの使用方法、事故発生時の対応のしかたについて、全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておく。

- ・ 発生した事態や状況の把握、生徒の安全確保、傷病者の確認と応急手当
- ・ 管理職への報告、他の職員への協力要請や緊急連絡
- ・ 救急車の要請、消防署・警察・市教育委員会等関係機関への連絡・連携
- ・ 事故発生状況の正確な記録
- ・ 保護者への連絡・説明
- ・ 事故の検証と再発防止に向けた取組

○ 養護教諭との情報の共有化

顧問は部員の健康状態・疾病の程度等を共有するために、月1回程度養護教諭との情報交換を行う。

○ 天候や気候を考慮した指導

- ・ 活動時の気象条件に留意する。特に高温多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察、練習メニューを軽くするなど配慮し、熱中症に十分注意する。
- ・ 暴風や突風、雷雨、雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

※ 熱中症予防

- ・ 「熱中症予防のための運動指針」を目安に対策を講じることとする。

【熱中症予防運動指針】

WBGT ℃	湿球温 ℃	乾球温 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなり、体から熱を逃すことができない。特別の場合以外は運動は中止する。
● 31	27	35	●	
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	●	
● 28	24	31	●	●
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	●	●
● 25	21	28	●	●
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	●	●
● 21	18	24	●	●
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	●	●

【熱中症環境保健2018（平成30年3月改訂）より】

暑さ指数（WBGT屋外）＝0.7×湿球温度＋0.2×黒球温度＋0.1×乾球温度
 （WBGT屋内）＝0.7×湿球温度＋0.3×黒球温度

4 地域やスポーツ団体等との連携・協力

（1）部活動指導員

部活動は学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）なので、部活動指導員は校長の監督を受けて職務にあたる。

校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務にあたらせる。

部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報を共有するなど、十分な連携を図らなければならない。

市教育委員会及び学校は、部活動指導員に対し事前に研修を行うほか、定期的に研修を実施する。

学校は、部活動に対する生徒や保護者、地域の関心が高いことから、部活動指導員の配置に当たっては、事前に情報提供を行うなど、生徒や保護者等の理解を得るよう努める必要がある。

部活動指導員は、非常勤嘱託職員となる。なお、部活動指導員の配置については、須賀川市立中学校部活動指導員設置要綱の規定による。

《部活動指導員の職務内容》

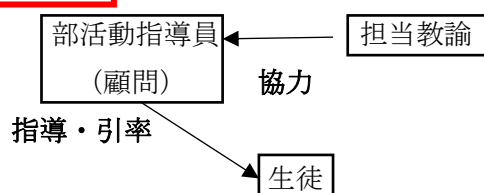
- ① 実技指導
- ② 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ③ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ④ 用具・施設の点検・管理
- ⑤ 部活動の管理運営（会計管理等）
- ⑥ 保護者への連絡
- ⑦ 年間・月間指導計画の作成
- ⑧ 生徒指導に関する対応
- ⑨ 事故が発生した場合の現場対応



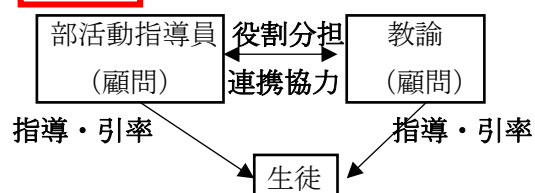
《部活動指導員の活用の効果》

- ① 教員の働き方の改善が図られること
 - ・ 部活動指導にあたる時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
 - ・ 経験のない部活動の指導による心理的負担の軽減
- ② 部活動の質的な向上が期待されること
 - ・ 正しい理解に基づく、技術の向上
 - ・ 生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
 - ・ 想定される事故、けがの未然防止

ケース 1



ケース 2



《部活動指導員の活用における問題点》

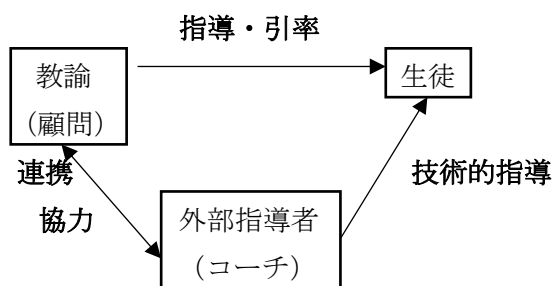
- ① 指導が部活動指導員に任せっきりになってしまう場合
→ 指導や引率が、顧問である部活動指導員のみになることが考えられる。そのため、その部活動には担当教諭を配置して、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行うなどの連携を十分に図る必要がある。
- ② 教員と部活動指導員で、指導法に違いがある場合
→ 1つの部活動に、顧問として教諭と部活動指導員がいる場合、指導方針や指導法の違いから、運営がうまくいかなくなるというケースが考えられる。そうならないために、事前の指導方針や指導方法の確認、日々の役割分担や情報の共有が大切である。また、部活動指導員に対しては、勝利至上主義にならないことや生徒の理解に努めること、他の顧問や教員と常に情報交換に努めることなどを研修で確認する。
- ③ 保護者との関係が心配される場合
→ 部活動指導員は、家庭への連絡や保護者への対応が可能である。したがって、部活動指導員には学校の組織の一員としての言動が求められる。研修ではこの内容についても含まれ、学校では事前に保護者に対して、部活動指導員についての周知が必要となる。常に保護者から学校へ情報提供がされるよう、良好な関係を築いておくことが大切となる。

(2) 外部指導者

部員数が増え活動が活発になってくると、部員が求める目標も多様化してくる。顧問としては様々な工夫をして、全部員の欲求や目標に応えられるように努力していく必要がある。そのためには、研修会等に参加して自己研鑽に励むとともに、卒業生や地域のスポーツ・音楽指導者など、外部の指導者に協力を求めることが考えられる。

《外部指導者の活用の効果》

- ① 部員の多様なニーズに合った実技指導の充実が図られること
- ② 部員が学校の教職員以外の人と触れ合える機会となること
- ③ 顧問の実技指導力の向上が期待されること など



《部活動指導員、外部指導者を活用するうえでの留意点》

- ① 学校全体及び顧問の指導目標・指導方針を明確にしておくこと。
- ② 部活動の活動目標や方針、計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、十分な調整を行い、理解を得るとともに、相互に情報を共有すること。
- ③ 顧問との役割分担を整理しておくこと。
- ④ 生徒の指導上、必要な情報を随時伝えること。
- ⑤ 技術的な指導においても、必要なときには、顧問や担当者の教員は適切な指示を行い、指導一切を任せきりにしないこと。
- ⑥ 指導状況を把握するため、指導実績簿などを作成すること。
- ⑦ 他の教職員や保護者にも周知すること。 など

(3) スポーツ関係団体や諸団体との連携

県、市教育委員会及び校長は、児童生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境の整備を進める。

さらには、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

地域の団体等と連携する場合、部活動の活動量や強度について考慮し、生徒の負担とならないよう学校生活や学習とのバランスが保たれた取組にする。

(4) 合同運動部活動（複数校合同チーム）

本規定は、今後進む生徒数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成ができず、大会出場の機会がなくなる生徒が出てくることが予想されることから、その生徒たちに活動の場を補償するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上主義・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

（福島県中学校体育連盟 複数校合同チーム参加規定より）

5 部活動における不祥事の防止

校長及び部活動（特設クラブ）顧問は、部活動の実施に当たり、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底する。

（１）体罰の防止

体罰は、「学校教育法」の１１条で禁止されている行為であり、教職員個人の問題にとどまらず、学校に対する児童生徒や保護者からの信頼を大きく失うことになり、体罰は学校教育において絶対にあってはならないものである。教職員一人一人が体罰と厳しい指導の違いについて理解を深め、同時に、体罰の未然防止に向け、研修などを計画的に行い、学校全体として組織的に取り組む必要がある。

（２）ハラスメントの防止

学校においては、教職員と児童生徒の関係が「指導する側」と「指導される側」と固定されているため、児童生徒が拒否をしたり、逃れたりすることは難しい状況があり、ハラスメントを起こしやすい環境がある。

部活動においては、顧問の果たす役割は重要であるが、ともすれば、児童生徒に対し絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがハラスメントを起こす要因になっている場合がある。ハラスメントを受けた児童生徒は、学習や部活動への意欲を失ったり、教職員に対する不信感を持ったりするばかりではなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合がある。教職員はこれらのことを深く認識し、高い倫理観と規範意識の涵養に努めなければならない。

セクシャル・ハラスメントとなりうる顧問の言動（例）

- 部活動の指導上、必要がないのに生徒の身体に触れる。
- 部活動の指導上、必要性がないのに身長や体重など身体的な成長や特徴を尋ねる。
- 容姿や体型などを話題にしたり、児童生徒が嫌がるあだ名で呼んだりする。
- 性に関することや異性関係に関するなどを話題にしたり尋ねたりする。
- 性的な内容の手紙や電子メール等を送る。
- 不適切な時間帯や場所で個別の指導を行う。 など



パワー・ハラスメントの行為類型

- ① 身体的な攻撃（暴行、傷害）
 - ・ わざと過酷な条件で練習を行っていないか。
- ② 精神的な攻撃（暴行、傷害）
 - ・ 人格を否定するような言動はないか。
 - ・ 「バカ」「やめてしまえ」「死ね」などの暴言はないか。
- ③ 人間関係からの切り離し（隔離、仲間外し、無視）
 - ・ 長期にわたり、該当生徒のみ別メニューの練習を行わせたり、練習に混ぜなかったりなどの行為はないか。
- ④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
 - ・ 条件をつけて、試合等への出場や練習への参加を許可していないか。
 - ・ 顧問のその日の気分で、生徒に当たったり、感情的に対応していないか。
- ⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- ⑥ 個への侵害（私的なことに過度に立ち入ること）
 - ・ 児童生徒との私的なメールのやりとりはないか。

体罰・セクハラ・パワハラの防止に向けて

部活動を含め、学校における体罰等の不祥事を防止するためには、教職員一人一人が規範意識を高め、児童生徒の心身の健全な発達を担う部活動（特設クラブ）の顧問として、自分の言動を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続することが大切である。また、学校として体罰等の不祥事を「しない」「させない」「許さない」という雰囲気在校内に醸成し、開かれた組織を確立することが求められる。

未然防止

早期発見

再発防止

- ◎ 無記名のアンケートや相談窓口を設置し、児童生徒からの意見を聞く。
- ◎ 同僚同士でお互い気にかける。
- ◎ 学校として体罰等の未然防止を図るため、管理職による校内巡回や研修会を開催するなどの方策を実施する。 など



6 参考資料

○ 望ましい指導者の姿

- ① 学校の活動方針に沿って指導し、指導理念をもっている。
- ② 勝利至上主義に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導している。
- ③ 豊かな人権感覚、体罰やいじめの防止についての正しい認識をもち、児童生徒や保護者の信頼を得る。
- ④ 日頃から保護者、学級担任との連携を図り、相互理解に努めている。
- ⑤ 児童生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立て指導している。
- ⑥ 各部活動の特性を踏まえて、絶えず新しい知識や技術、指導方法などの情報を積極的に収集し、習得しようとしている。
- ⑦ 安全には十分配慮して指導している。
- ⑧ 緊急時の対応に備えている。
- ⑨ 保護者の負担に、最大限の配慮をしている。
- ⑩ 同僚の教員から学ぶ姿勢をもっている。



○ 部活動チェックシート

【運営面】

- ☐ 学校の「活動方針」に則して、部規定や活動計画を作成している。
- ☐ 部活動は、生徒による自主的・自発的な参加によって行われる活動であることを理解している。
- ☐ 「月別練習計画」や「部活動だより」を作成するなどして、主な活動スケジュールなどを家庭に知らせている。
- ☐ 学校が設定した部活動の方針に則して、休養日、練習時間を設定し、遵守している。
- ☐ 毎月の活動計画書及び活動実績報告書を作成し、校長に報告している。
- ☐ 保護者会費など、家庭への経済的な負担を最小限にしている。
- ☐ 保護者会費の会計は保護者であり、年度ごとに会計監査・報告が行われている。
- ☐ 生徒会からの活動費については、定期的に管理職が確認している。
- ☐ 校外で活動する場合は、毎回、事前に校長の承認を得ている。
- ☐ 校外で活動する場合に、自分が運転する車で生徒を移動させていない。
- ☐ 中体連が主催する大会以外の各種大会や練習試合への参加については、定期テストなどの学校行事を優先し、生徒や家庭の負担にならないよう精選している。
- ☐ 定期的に用具や施設の安全点検を行っている。

【指導面】

- ☐ 生徒に用具や施設の正しい取扱方法を指導し、必ず使用前に安全確認をさせている。
- ☐ 生徒に危険回避や安全に関する指導を日常的に行っている。
- ☐ 既往症等、生徒の健康上留意すべき事項を把握している。
- ☐ 活動中、随時生徒の健康状態を確認している。
- ☐ 設定する目標や与える課題は、生徒の体力や技能等に応じたものになっている。
- ☐ 与えた課題の内容や意図、取り組み方や手順等を、生徒が十分理解している。
- ☐ 事故が発生した場合の対応を、校内で共通理解している。
- ☐ 心肺蘇生法の手順や方法、AEDの設置場所や使用方法を理解している。
- ☐ 熱中症を予防するため、休息や水分補給を意図的に行うとともに、生徒に対し啓発している。
- ☐ 生徒が楽しく真剣に活動している。
- ☐ 指導者本位ではなく、生徒が主体の活動となっている。
- ☐ 生徒とのコミュニケーションを大切にしている。
- ☐ 積極的に生徒の良いところを見つけてほめるように心がけている。
- ☐ 部活動での生徒の様子について、担任や学年主任等と常に情報を共有している。
- ☐ 体罰やパワハラ、セクハラなどの不祥事と判断される言葉や行為を理解し、絶対にしないようにしている。
- ☐ 生徒との私的なメールやSNS等のやりとりは行っていない。
- ☐ 運動部については、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引を活用している。

平成 年度 須賀川市立（ ）中（小）学校

部活動（特設クラブ）に係る活動方針

年 月 日

1 部活動（特設クラブ）のねらい

2 設置部（特設部を含む）

3 休養日等について

※ 休養日と練習時間、テスト前停止期間等について記入する。

4 編成等について

※ 部活動編成や部の変更手続き、休部や廃部等について記入する。

5 その他

※ 各学校の実態に応じて記入する。

書式はこれにとらわれず、各学校の部活動（特設クラブ）運営計画等をもとに作成しても構わない。

平成 年度 須賀川市立（ ）中（小）学校

（ ）部 年間活動計画書

年 月 日

顧問名	
活動場所	
休養日	

参加予定大会日程

月	会 場	大 会 名
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

書式はこれにとらわれず、県健康教育課のものや学校独自のものを
使用しても構わない。（毎月の活動計画書、活動実績報告書も同じ）

(記載例)

平成 年度須賀川市立（ ）中（小）学校

（ 野球 ）部 年間活動計画書

年 月 日

顧問名	
活動場所	学校校庭 ※ 土曜日に市スポーツ広場の場合あり
休養日	水曜日、日曜日

参加予定大会日程

月	日	会 場	大 会 名
4			
5	5・6	牡丹台球場 他	白牡丹大会
6	4・5 16・17	牡丹台球場 他 郡山地区会場	中体連岩瀬支部大会 中体連県中地区大会
7	中旬	石川地区会場 県北地区会場	民報杯岩瀬石川地区予選 中体連県大会
8			
9	27・28	牡丹台球場 他	中体連岩瀬支部新人大会
10	上旬	未定	県中地区中学校新人野球大会
11		牡丹台球場 他	市民体育祭
12			
1			
2			
3			

()部 ()月 活動計画書
()学校 顧問名

日	曜	開始時刻～終了時刻	活動時間	場所	活 動 内 容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

()部 ()月 活動実績報告書
()学校 顧問名

日	曜	開始時刻～終了時刻	活動時間	場所	活 動 内 容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					